

## インボイス制度で対応を進めるべき3つのポイント

2023年10月1日から、消費税の「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。消費税法上、仕入税額控除の適用を受けるには、帳簿や請求書などの保存が求められますが、この請求書等が、「インボイス」というものに変更されることになります。

インボイスとは、「売り手が買い手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるためのもの」と捉えてください。

インボイス制度の特徴は、次のとおりです。

- ・インボイスの交付は、税務署長の登録を受けた適格請求書発行事業者のみ。
- ・登録を受けられるのは、消費税の課税事業者のみ。
- ・適格請求書発行事業者には、適格請求書の交付義務や写しを保存する義務が課される。
- ・【インボイスを交付する側】現状の請求書（区分記載請求書）に加えて一定の記載が必要。
- ・【インボイスの交付を受ける側】要件を満たす帳簿や請求書等の保存が仕入税額控除の要件となる。

本制度開始に先立ち、2021年10月1日よりインボイスを交付する事業者となるための「適格請求書発行事業者」の事前登録申請がスタートしていますので、本号では、制度のポイントを3つ紹介いたします。

**ポイント1** 適格請求書発行事業者の登録を受けるかどうかの判断が、消費税の「課税事業者」と「免税事業者」とで異なることです。

＜課税事業者の場合＞

2023年10月1日になると自動的に適格請求書発行事業者になるわけではありません。申請書を提出し、登録を受ける必要があります。2023年10月1日から適格請求書発行事業者になるには、原則、2023年

3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。  
＜免税事業者の場合＞

適格請求書発行事業者の登録は任意です。ただし、登録を受けない場合はインボイスの交付ができませんので、取引先が仕入税額控除の適用を受けられなくなります（下記「ポイント3」参照）。この点を重視すると登録が望ましいといえますが、登録を受けると、免税事業者でも課税事業者を選択することになりますので、以後、消費税の申告が必要となります。一方で、顧客が消費者のみである場合は、登録しなくても差し支えないものとも思われます。

**ポイント2** 【インボイスを交付する側】として、現在の請求書に一定事項が追加されることです。

様式は自由ですが、登録をすると通知される「登録番号」、「適用税率」、「消費税額等」を明記しなければなりません。適格請求書発行事業者になる場合は、現在の請求書フォーマットを変更する必要がありますのでご注意ください。

**ポイント3** 【インボイスの交付を受ける側】として、取引先が適格請求書発行事業者かどうかで、仕入税額控除の適用を受けられるかどうかが変わってくることです。

もし、取引先が適格請求書発行事業者の登録を受けていない場合、その取引先が交付する請求書では仕入税額控除の適用を受けられないことになります。取引先が個人か法人か、業種業態などの違いにより、適格請求書発行事業者になるかどうか判断が異なることとなり、そのことが自社の消費税額に大きく影響するケースが考えられます。したがって、取引先の登録状況を確認し、対応を検討する必要があります。

（税理士法人新宿総合会計事務所 税理士・中小企業診断士 藤本江里子）



街の鼓動に敏感です

朝日信用金庫



# 10万件超の味覚データ等で「食の五感」のDXを進める先進企業

～株式会社味香り戦略研究所(日本橋支店お取引先)

企業のマーケティングを支援する会社は多く存在し、市場データを小売業の購買履歴から推計して提供するなど、独自の強みを持つ様々な会社があります。

こうしたマーケティング支援の中で「味を測る機械」である味覚センサ等を用いたデータベースを武器に支援を展開しているのが、今回ご紹介する株式会社味香り戦略研究所(社長:小柳道啓氏、本社:中央区新川、資本金:11,975万円、従業員:20名)です。食品の味を分析する味覚分析、においに関する定量・定性分析、官能評価型分析に基づく、食にまつわるマーケティング支援が同社の専門分野です。

## (1) 社内ベンチャーからスピンアウト

年賀状の名入れ印刷でトップシェアを持つ総合商研株式会社の社内ベンチャーの新規事業としてスタートしたのが当社の始まりです。後に社長となる小柳氏は当初、別事業の検討に向けて各種業界の勉強会などに顔を出していたのですが、ある勉強会で出会ったのが、アンリツ株式会社の研究所と共同で味覚センサを開発していた九州大学の都甲潔教授でした。ちょうど、アンリツ株式会社から味覚センサ事業を引き継いだ株式会社インテリジェントセンサーテクノロジーが立ち上がり、味覚センサの機械が完成した時期と重なります。

小柳氏は、その機械を活用して味覚のデータベースを作り、総合商研株式会社の印刷関連事業でつながりのある小売業向けに、印刷等の提案だけでなく味覚マーケティングデータの提供をするなどしてビジネスの幅を広げることに成功しました。



▲味覚センサを取扱うLABO

この成功をもとに同氏が2004年に起業したのが株式会社味香り戦略研究所です。

当社の強みは、長年培った10万件のデータベースを基に、味覚センサが出す数値の意味を解釈できる点です。味覚センサを利用していても、それから得られる様々な数値の意味を的確に把握できる企業は少数にとどまっている現状に対し、当社は味覚関連の数値をマーケティングに活用できるデータに変換するという「分析の肝」を担っているといえます。

現在は、地方自治体からの依頼で「しまね和牛」の味覚の特徴を調べるような、地方創生関連の案件にも取り組んでいます。また、伊藤忠商事株式会社と組んで「FOODATA」という「商品企画・開発のDX」を目指した取組みも始まっています。

## (2) 豊富なサービスとレポート

当社のサービスの中に、味覚センサを活用した「食卓トレンド予報」というものがあります。味噌を取り上げたケースでは、「味噌汁に何をチョイ足しすると合うのか」が掲載されています。玄米茶と合わせると素材感が増す、コーンクリームを加えるとま味の余韻が増すなど、意外な結果が数値により「見える化」されています。

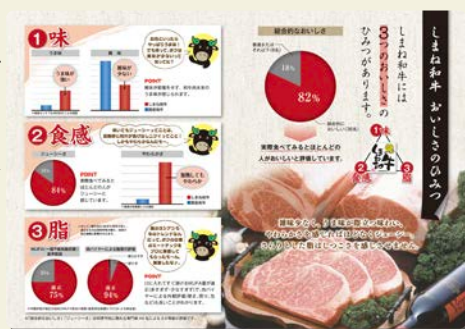
また、セミナーなども開催しており、「味覚レベルアップ講座」や「味香り入門講座」など当社のデータベースを活用するためのオリジナルの教育コンテンツも展開しています。

味覚、においや食感など、食に関する五感データのDXを進めるリーディングカンパニーとして、当社の今後の成長が期待されます。

### 社長から読者の皆様へ…

科学分析による食品のおいしさの数値化を探求、商品開発、マーケット開発、販売戦略をご支援いたします。

(アップスマート(株)代表取締役 中小企業診断士 西村 公志)





# 電子帳簿保存のメリットと進め方

## ●電子帳簿保存法の改正

2022年1月1日から、電子帳簿保存制度が大きく変わります。帳簿保存の負担軽減等のために、1998年度に創設されていた電子帳簿保存法が、経済社会のデジタル化の進展、コロナ禍でのテレワーク推進や電子化による生産性向上などの観点から、抜本的に見直されたためです。

## ●具体的な改正内容

電子帳簿保存法では、電子データによる保存は次の3区分があります。

①帳簿書類の電子保存：電子的に作成した帳簿・書類をデータのまま保存

②スキャナ保存：紙で受領・作成した書類を画像データで保存

③電子取引のデータ保存義務：電子的に授受した取引情報をデータで保存

これらにつき、次のように改正されます。

① **2022年の改正**  
事前承認制度が廃止

信頼性の高い電子帳簿（優良な電子帳簿）の要件を満たす保存義務者について過少申告加算税が5%軽減

閲覧用モニターや説明書の備付け等の要件を満たせば電子保存可能

② **2023年の改正**  
事前承認制度が廃止

タイムスタンプ要件などの要件緩和

・紙原本とデータの突合による確認が不要  
・電子データ改ざんなどの不正があった場合は通常の重加算税に10%加重  
③ **2023年10月の改正**

・タイムスタンプ要件などの要件緩和  
・電子データに代えて紙での保存ができる措置を廃止

・電子データ改ざんなどの不正があった場合は通常の重加算税に10%加重

## ●電子帳簿保存のメリット

事前承認制度廃止により、基本的には全ての事業者が電子帳簿保存法の対象となります。改正内容を見ていただくと分かる通り、電子帳簿保存の要件が大幅に緩和されています。

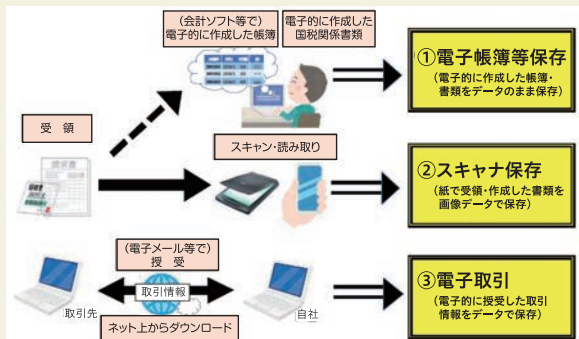
旧制度では、例えばスキャナ保存の場合、

紙原本による確認が必要とされていたことから、その

処理のために出勤する必要がありました。

改正により、スキャン後すぐに原本の破棄が可能になるなど、電子

帳簿保存への



出所:国税庁ホームページより作成

対応で、テレワークのさらなる推進が可能となります。

また、これまでの紙ベースでの帳票管理は、整理や探索のために時間がかかるなど生産性が低くなる要因となっていた点は否定できません。また、紙ベースでの帳票の保管コストもかかっていたでしょう。

電子帳簿保存制度を積極的に活用することで、経理電子化の取組みが進展し、生産性の向上も期待できます。

## ●電子帳簿保存の進め方

帳簿書類の電子保存については、自社で帳簿書類を電子保存するかどうかを検討し、電子保存するのであれば、電子帳簿保存制度の要件を満たすように社内整備をする必要があります。

スキャナ保存や電子取引のデータ保存義務に対しては、まず、データを紙で受領しているのか、電子データで受領しているのかを取引ごとに整理します。

そのうえで、電子帳簿保存制度の適用になるものはどれなのかを把握し、要件を確認します。特に、元々が電子データで受領するものについては、電子保存が必須となりますので、ご注意ください。

## 今月のチェックポイント

- ・1月から電子帳簿保存制度が一変する
- ・電子帳簿保存で生産性向上が見込める
- ・自社で対応必要な取引があるか要確認



信金中央金庫



BASE

# ネットショップを活用して 新たな販路を開拓しませんか？

「BASE ネットショップ」を活用した販路開拓サポート

## BASE

(ベース)

### 概要

- 会社名 ● BASE株式会社 (BASE, Inc.)
- 事業内容 ● Webサービス企画・開発・運営 (ネットショップ作成サービスの運営)
- 設立日 ● 2012年12月11日
- 所在地 ● 〒106-6237 東京都港区六本木3-2-1 六本木グランドタワー37F

## ネットショップ開設までのフロー

①	<p><b>お申込み</b> 〈朝日信用金庫へ〉</p> <p>下記URLまたは二次元バーコードから「お申込みフォーム」に必要事項をご入力ください。お申込みの登録が完了すると、お客さまがご登録されたメールアドレス宛に「<b>申込み完了</b>」のメールが届きます。</p>
②	<p><b>メールでのご案内</b> 〈信金中央金庫より〉</p> <p>信金中央金庫の手続き終了後、お客さまがご登録されたメールアドレス宛に「<b>特典のご案内</b>」「<b>開設の手引</b>」が送付されます。</p>
③	<p><b>ショップ開設</b> 〈BASE〉</p> <p>特典のご利用とあわせ、「<b>開設の手引</b>」の手順に沿って「BASE」に登録してください。これでショップの開設となります。</p>

### 無料 お申込みフォームはこちらを



[https://form.asahi-shinkin.co.jp/webapp/form/23659\\_zzib\\_27/index.do](https://form.asahi-shinkin.co.jp/webapp/form/23659_zzib_27/index.do)

インターネット通信環境があれば PC・スマートフォン、  
どちらでも開設できます！



街の鼓動に敏感です

**朝日信用金庫**  
<https://www.asahi-shinkin.co.jp>

詳しくは「お取引店」または「お客さまサポート部」までお問い合わせください。

**お客さまサポート部** / TEL.03-3862-0668 (平日9時~17時)

今後、紙面の内容等につきまして、ご意見・ご要望がございましたら、ご遠慮なくお申しつけください。Asahi Newsのバックナンバーが当金庫ホームページ(<https://www.asahi-shinkin.co.jp/hojin/asahinews.html>)からご覧いただけます。

朝日信用金庫 お客さまサポート部 電話 03-3862-0668

2021.12月発行 企画・編集 / 株式会社銀行研修社